

東京都中野区コロナ対策

生活支援

中野区民が利用できる国・都・区等の制度のご案内です。
制度内容の変更、新しい制度の導入等、日々状況が変化いたしますので、HP・電話等でご確認お願いいたします。

5 / 1 1 現在

©2020 SATO atsushi

給付 (条件を満たすともらえる)	全員	・ 特別定額給付金 (個人に一律 1 0 万円支給、世帯主受取) ▶区特別定額給付金係3228-3250 詳細は裏面
	子育て世帯	・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (児童手当の受給者に 1 万円支給、届け出不要 (予定)、6月1日より案内) ▶区児童手当・子ども医療費助成係3228-8936
	妊婦	・ とうきょうママパパ応援事業金 (母子手帳交付の妊婦に物品購入・タクシーに利用できる「こども商品券」 (1人1万円分、6月郵送予定) 配布▶区北部すこやか福祉センター 3389-4321
	就学援助世帯	・ 区立小・中学校臨時休業中の昼食費補助 (区立小・中学校の臨時休業に伴い、学校給食の提供ができないため、就学援助世帯に対して昼食費相当額 (500円) × 35日分 = 17,500円の支給、申請不要 (予定)) ▶中野区学校教育課3228-5459
	家賃	・ 住居確保給付金 (賃貸住宅に住み、失業等の場合、求職中の家賃 3 か月相当分を支給) ▶区「中野くらしサポート」 3228-8950
貸付 (生活費を借りる)	生活費	・ 緊急小口融資 (休業等による収入減少、貸付 2 0 万円以内、1 回、連帯保証人不要・無利子、返済免除有) ▶区社会福祉協議会5380-5775 ・ 生活支援費 (失業等による生活困窮、貸付最大月額20万円以内、3 か月まで、連帯保証人不要・無利子、返済免除有) ▶区社会福祉協議会5380-5775
	ひとり親	・ 母子父子福祉資金貸付 (生活資金・住宅資金・学費等の各種の貸付) ▶区生活援護課3228-8926

支払猶予 (支払期限の延長をする)	年金・保険料	・ 国民年金 ▶中野年金事務所3228-5509 ・ 国民健康保険料 ▶区国保年金課3228-5509 ・ 介護保険料 ▶区介護・高齢者支援課3228-6537
	税金	・ 区民税 ▶区税務課5608-6142 ・ 個人事業税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、法人都民税、事業所税、軽油引取税、固定資産税▶都税事務所3369-7151 (代表) ・ その他税 (国税) ▶国税局猶予相談センター6672-3503
	通信費	・ docomo ▶0800-333-0500 ・ au ▶157または0077-7-111 ・ Softbank ▶0800-170-4535
	光熱費	・ 東京電力 ▶0120-993-052 ・ 東京ガス ▶0570-002211 ・ 都水道局 ▶5326-1101 ・ NHK ▶池袋営業センター3984-6731
	学費	・ 日本学生支援機構 (給付あり) ▶6743-6100 ・ 在学高校・大学でも相談を受け付けています。ひとり親家庭の場合は、母子父子福祉資金貸付 (左記) でも借りることができます。夢を諦めないでください。

※事業支援は裏面をご参照ください。



前例がない大変厳しい状況に各窓口が込み合っております。
まずは電話確認の上、ご相談に伺ってください。

#中野区コロナ対策

自由民主党 中野区議会議員 加藤たくま

TEL: 090-2230-2081

メールでもご相談を受け付けています。
mail@kato-takuma.com

事業支援

自粛協力

・ **感染拡大防止協力金**（中小事業者対象、支給額 **1 店舗50万円、2 店舗以上100万円**（緊急事態宣言機関の延長に伴い2倍に増額予定））▶東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター5388-0567

事業持続

・ **持続化給付金**（前年同月比売上半減などの場合、中小企業で200万円、個人事業主で100万円を上限に**支給**）▶中小企業庁 金融・給付金相談窓口3501-1544

雇用

・ **雇用調整助成金**（従業員の休業手当の一部を**支給**）▶ハローワーク新宿3200-8609(32#)
・ **小学校休業等対応助成金**（従業員、**1 日8330円まで支給**）、**小学校休業等対応支援金**（個人事業、**1 日4100円支給**）いずれも休校・休園等で休む場合▶ハローワーク助成金コールセンター0120-60-3999

テレワーク

・ **事業継続緊急対策（テレワーク）助成金**（締め切り5/12、**上限額250万円助成、PC・タブレット等の上限額10万円は要注意**）▶（公財）東京しごと財団5211-2397

テイクアウト

・ **業態転換支援事業**（テイクアウト等を始める事業者、**限度額100万円助成**、助成率4/5）▶（公財）東京都中小企業振興公社5822-7232

貸付

（実質無利子・無担保）

・ **新型コロナウイルス感染症特別貸付**（売上高5%以上減少、5年元本返済猶予）▶日本政策金融公庫新宿支店3342-4171
・ **マル経融資**（無保証人、上限1000万円▶東京商工会議所中野支部3383-3351
・ **中野区新型コロナウイルス対策緊急対策融資**（前年同月比売上5%減少等、事業資金上限3000万円、小規模企業特例資金上限2000万円）▶中野区産業振興センター3380-6947

保証

・ **セーフティネット保証4号認定**（20%売上減少、上限2.8億円）・ **5号認定**（5%売上減少、上限2.8億円）▶中野区産業振興センター3380-6947

特別定額給付金の概要 （一律10万円給付）

給付額	1人につき10万円
給付対象者	令和2年4月27日に中野区に住民登録のある方
受給権者（申請者）	中野区に住民登録のある方の属する世帯の世帯主
給付方法	原則として世帯主の方の銀行口座への振り込み
申請方法	郵送申請またはマイナンバーカードによるオンライン申請
郵送申請	中野区より5月15~19日に各世帯宛に申請書を発送いたします。 申請書、振込先口座の確認書類、本人確認書類の写しの3点を同封の上、中野区にご返信ください。 ①区から郵送される申請書 区から送付する申請書に署名（または記名押印）、必要事項を記入。 ②振込先口座の確認書類 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し（水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要） ③本人確認書類 受給権者（申請者）、つまり世帯主本人のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写しを同封して返送してください。
オンライン申請 	5月8日（金）より、マイナポータルサイトから申請が可能です。 申請には マイナンバーカード（パスワード有効期限要確認）と振込先口座の確認書類（上記②参照） が必要です。 【PCで行う場合】ICカードリーダーが必要です。 【スマートフォンで行う場合】「マイナポータルAP」「JPKI利用者ソフト」2つのアプリをインストールしてください。 詳細はQRコードのリンク先をご参考ください。
振込み時期	申請内容を確認のうえ、5月末以降、順次振り込みます。 振込みには受付後、概ね2週間程度かかる見込み です。申請が集中した場合や申請内容に不備があった場合は、さらに日数を要しますのでご了承ください。
コールセンター	総務省特別定額給付金コールセンター 0120-260020 午前9時から午後6時30分（土日祝日を除く） 中野区特別定額給付金コールセンター（※5月11日（月）から） 6863-6808 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

「特別定額給付金」に便乗した詐欺にご注意ください
中野区や総務省などが戸別訪問、電話、メールをすることはありません。

- ・ 支払猶予は表面（生活支援）と同様となります。
- ・ 自民党党本部政務調査会では家賃補助についての提言を政府に提出しました。
- ・ 一部の業種においては別の支援制度がありますので関係各所にご相談ください。